

陸普第一〇八一號

(乙)

國民一般指導用定期刊行物ニ關スル件陸軍一般へ通牒

昭和十六年二月二十一日

陸軍省副官 川原直一

首題ノ件ニ關シ情報局ニ於テ關係各廳係官協議ノ結果左記ノ通決定セラレタルニ付承知相成度

左記

國民一般指導用定期刊行物處理方針

- 一 政府(官廳)及翼賛會ノ新ナル一般指導用定期刊行物ハ原則トシテ之ヲ發刊セズ週報、寫真週報ヲ官廳一般指導用刊行物トシテ存積ス
- 二 道府縣廳若ハ翼賛會支部ニ於テ地方ノ實情ニ應ジ常會用テキストヲ出版スル場合ハ用紙供給上差支ナキ限り之ヲ認ムルモノトス
- 三 常會指導用トシテ新ニ民間定期刊行物ノ發刊ヲ認メズ、既存出版物ノ内適當ナルモノヲ整理統合シテ協力セシムルモノトス
- 四 官廳關係及民間既存出版物ノ紙面ヲ啓發指導用ニ提供スル申出アル場合ハ之ヲ活用スルモノトス
- 五 青少年團、産業救國會、産業組合等公益團體ノ機關誌ハ必要ニ依リ政府及翼賛會ガ其ノ一部ヲ利用シテ之ヲ指導ス

陸軍